

「富士論叢」執筆要項

昭和27年4月1日
令和4年7月1日改正

第1条 原稿枚数は、原則として20,000字(400字詰原稿用紙で50枚、欧文の場合5,000語)までとし、欧文タイトルも添付すること。

第2条 原稿の提出は原則「電子媒体で提出」とする。念のため電子メールでも送付する。原稿のハードコピー1部を添付する。なお、電子媒体には原稿の入力ソフト名を明記する。

第3条 横書きを基本とするが、縦書き原稿も可とする。

第4条 原稿は完全原稿で提出する。

第5条 著者校正は1回とし、校正段階での大幅な変更、追加等は原則として認めない。

第6条 投稿者は、図表及び写真等について、タイトルおよび通し番号を付し、原稿中の関係箇所へ挿入した上で、提出する。

第7条 原稿は以下の体裁に準じて作成する。

- ・文章 特に必要な場合の他は当(常)用漢字、新かなづかいを用いる。
- ・注 内容補足的な注、参照指示の注、出所挙示の注などは区別せず、・・・・(5)のように通し番号をつけて、論文の末尾にまとめて示す。
- ・文献 原則として引用文献の示し方は、一定の様式に従う。
- ・中見出し

第1段に ローマ数字 I、II、III

第2段は、1、2、3

第3段は、(1)、(2)、(3)

第4段は、1)、2)、3)を用いる。